岩手県市町村データ利活用支援業務

企画提案審査要領

令 和 5 年 6 月岩 手 県

この「企画提案審査要領」(以下「審査要領」という。)は岩手県(以下「県」という。)が 実施する「岩手県市町村データ利活用支援業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者 を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会(以下「委員会」という。) において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者(以下「参加者」という。)から提出された、別添資料3「企画提案書作成要領」で定める書類(以下「企画提案書等」という。)について、別表の審査 基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者以上となる場合には、ふるさと振興部科学・情報政策室が、企画提案書等による審査(以下「一次審査」という。)を行い、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等による書面審査を行う場合がある。
- (3) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点(1位=5点、2位=3点、3位=1点)を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて報告するものとする。なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等による書面審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で通知する。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点(170点満点)

審査項目	審査観点	配点	
1 全般	 業務目的及び、内容を理解した提案となっているかを 十分に理解した提案となっているか。 本事業の目的を達成する上で必要な実施項目が網羅 されているか。 提案書が具体的で、業務内容が分かりやすい内容となっているか。 	30	30
2 業務内容			
ア 県内市町村に おける庁内のデ ータ棚卸調査を はじめとした環 境条件の整備支 援業務	 データ棚卸調査作業が、県内市町村においてデータの利活用を進展させていくための有効な内容となっているか。 データ棚卸及びデータの運用検討作業について、職員負担を考慮した持続可能な運用案が提案されているか・データ棚卸作業におけるデータクレンジング作業の手法が効率的かつ効果的なものとなっているか。 成果物であるガイドラインが県内市町村へのオープンデータをはじめとしたデータ利活用の横展開に向けて有効に活用できる内容となっているか。 	40	110
イ 県職員及び県 内市町村職員に 対するデータ利 活用研修業務	 ・ 県職員及び市町村職員に対してデータの利活用に係る 意識付けを行うための有効な研修内容となっているか。 ・ 開催日程・場所・回数、1自治体あたりの参加者数が 妥当であるか。 ・ 地方公共団体等に対する豊富な支援実績を有する者 が講師に選定されているか。 ・ 成果物である研修教材が事業終了後も同様の内容で 研修が実施できるような内容となっているか。 ・ 事業効果をさらに高めるための独自の提案があり、そ 	40	
	の内容が実現可能なものとなっているか。	30	
3 業務履行能力	・ 過去3年間に類似の業務実績があるか。	5	
	・ 提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。・ 実施方法やスケジュールが具体的かつ現実的な提案	5	20
	となっているか。	10	
4 積算内訳	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。・ 提案内容との整合性がとれているか。	10	10